

入札の注意事項

1 代表者等が入札される場合について

代表者の本人確認を入札前に行います。

- (1) 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- (2) 持参していない場合、本人確認ができないため入札書を受領できませんのでご注意ください。

2 代理人が入札される場合について

代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札前に行います。

入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

- (1) 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- (2) 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書を受領できませんので御注意ください。
 - ・代表者もしくは前記委任状に記載された代理人（受任者）以外の者が入札権限を行使するとき
 - ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

3 入札参加資格確認通知書の写しについて

入札に参加するに当たっては、入札参加資格確認通知書（入札説明書9(2)参照）の写しを提出してください。

4 入札書について

- (1) 入札書は、同封の「業務委託入札書」及び「業務委託入札書【再入札用】」を用意して下さい。
- (2) 入札金額は、契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額を記入してください。（税抜）

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

5 見積書について

「業務委託見積書」は、入札が不調になった場合に希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

本人確認書類（下記のうち、どれか1つを持参してください）

- 運転免許証
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 旅券（パスポート）
- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 在留カード・特別永住証明書
- 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

なお、郵送等での入札参加がある場合等には、再入札日程を別途設定し、第1回目の入札終了後に連絡します。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・設計図書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。